

改正後	改正前
<p>第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>二 (略)</p>	<p>第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本</p> <p>二 (略)</p>